健保揭示板

株式会社アイラスが「健康優良企業」に認定されました

IBM 健保組合の加入事業所である株式会社アイラスが「健康優良企業」に認定されました。IBM 健保組合としては2社目となります。株式会社アイラスは健康企業宣言®を行い、健康保険委員を中心に積極的に健康づくりを実践され、一定の成果を上げて認定されました。

★健康企業宣言等に関しては健康保険組合連合会東京連合会のホームページへ http://www.kprt.jp/health/





特例退職被保険者のみなさまへ

保険料納入証明書を1月下旬にお送りします

平成30年の健康保険料の納入証明書を平成31年1月下旬にお送りします。

納入証明書は、2月18日からの確定申告の際、社会保険料控除を受けるための確認資料としてご利用ください。確定申告のときに添付する必要はありません。

■証明期間 ■

平成 30 年 1 月から 12 月まで納入していただいた分

- ■証明金額
- ●平成30年1月から証明書作成時までに入金確認ができた保険料合計額
- ●平成30年度中に65歳になられた方の介護保険料は、誕生月以降は市町村(東京特別区を含む)から直接徴収されますので、この証明金額には含まれません。
- ☆任意継続被保険者の方で、健康保険料の納入証明が必要な場合は、平成 31 年 1 月下旬以降に健保組合まで お問い合わせください。

医療費控除を申告される方へ

原則として「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除とは、みなさまやご家族が1年間(1月~12月)に自己負担した医療費の総額が10万円*を超えたとき、税務署へ確定申告すると、超えた額(上限200万円)が課税対象からはずされ、その分にかかっていた所得税が戻ってくる制度です。医療費控除の対象となるのは、1年間に支払った額のうち、IBM健保組合から支給された付加給付などの給付金や生命保険会社等から支払いを受けた医療費を補てんする保険金などを除く、自己負担分に限られます。

従来、医療費控除の申告には、医療費等の領収書(原本)を添付することになっていましたが、2017年分の申告からは領収書ではなく明細書の添付が義務付けら

れています。ただし、領収書については5年間保存し、 税務署から求められた場合には提示(または提出)し なければなりません。明細書の作成にあたっては、す こやかサポート Plus の「医療費のお知らせ」をお役立 てください。なお、2017年分から 2019年分までの申 告については、従来どおり領収書の添付(または提示) でもよいことになっています。

また、市販薬の購入費だけを対象とした医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」が2017年分からスタートしていますが、この場合も原則、領収書でなく明細書の添付となります。

*所得総額が 200万円未満の場合は、所得総額の5%の金額

●医療費控除の対象となる「医療費」の例

医療機関に支払った治療費(通院費用・入院費用・往診費用等)、治療のための医薬品購入費(市販薬を含む)、歯科の保険外費用、出産費用(妊娠から産後までの診察を含む)、あんま・指圧・はり・きゅうの施術費、義手・義足などの購入費、など(詳しくは IBM 健保組合のホームページに掲載しています)。ただし、健康診断や人間ドックの費用、インフルエンザ等の予防接種の費用、ビタミン剤・消化剤・体力増強剤など、治療のためではない医薬品の購入費等は控除の対象になりません。

※医療費控除およびセルフメディケーション税制の詳細、各明細書のダウンロード等は国税庁のホームページへ(下記 URL)。 また、問い合わせ等は最寄りの税務署へお願いします。 http://www.nta.go.jp

★ 編 集 後 記 ★

地震、大雨、台風と忘れる間もなく大きな自然災害が続いています。被災されたみなさまに謹んでお見舞い申し上げます。 今年も残すところわずかとなりましたが、健康診断はもう受けられましたでしょうか? まだの方はお早めにご受診ください。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Web でのお問い合わせ」まで